

第三節 国立施設への入所

第十七条の三十二 身体障害者であつて厚生労働大臣の定める基準に該当するものは、厚生労働省令の定めることにより、次項に規定する意見書を添付して、国の設置する身体障害者更生施設等（以下「国立施設」という。）に入所の申込みを行うことができる。

2 前項の入所の申込みを行おうとする身体障害者は、厚生労働省令の定めることにより、国立施設への入所の要否に係る意見書の交付を市町村長に申請しなければならない。

3 前項の意見書の交付は、市町村が、厚生労働省令の定めるところにより、第一項に規定する厚生労働大臣の定める基準を勘案し、第十七条の十一第二項及び第三項の規定の例により、行うものとする。

4 第一項の規定により国立施設に入所の申込みを行つた身体障害者に対し、当該国立施設の長が厚生労働省令の定めることにより、入所の承諾を行つたときは、当該身体障害者は、国に対して、当該国立施設の利用料を支

払うものとする。

5 前項の利用料の額は、第十七条の十第二項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額を基準として算定した額とする。

6 国立施設の長は、第一項の規定により当該国立施設に入所した身体障害者に対して、当該国立施設における訓練を効果的に受けることができるようにするため必要と認めるときは、更生訓練費を支給し、又は特別な事情がある場合にはこれに代えて物品を支給することができること。

第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置

(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)

第四節 障害福祉サービス、施設入所等の措置

(障害福祉サービス、施設入所等の措置)

置)

第十八条 市町村は、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同条第五項に規定する療養介護及び同条第十一項に規定する施設入所支援（以下この

条において「療養介護等」という。）を除く。以下「障

第十八条 市町村は、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同法附則第十二条第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする身体障

害福祉サービス」という。)を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るもの)を除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

2 市町村は、障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第五項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るもの)に限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の

害者が、やむを得ない事由により同法に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けることが著しく困難であると認めるとときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

3 市町村は、日常生活を営むのに支障がある身体障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるもの(第三十八条第四項において「日常生活用具」という。)を給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託することができる。

市町村は、身体障害者更生施設等への入所を必要とする者が、やむを得ない事由により第十七条の十の規定により施設訓練等支援費の支給を受けること又は第十七条の三十二条の規定により国立施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する身体障害者更生施設等に入所させ、又は国、都道府

設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは国立高度専門医療センター若しくは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。

県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する身体障害者更生施設等にその者の入所を委託しなければならない。

4 市町村は、身体障害者更生施設等への入所を必要とする者のうち、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話（以下この項において「介護等」という。）を必要とするものとして厚生労働省令で定めるものにつき、前項の規定による措置に代えて、国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（第十八条の二において「指定医療機関」という。）にその者を入院させ、必要な介護等の提供を委託することができる。

（措置の受託義務）

第十八条の二 障害者自立支援法第五条第一項に規定する

（更生訓練費の支給）

第十八条の二 第十七条の十四の規定は、前条第三項の規

障害福祉サービス事業を行う者又は障害者支援施設等若しくは指定医療機関の設置者は、前条の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三節 盲導犬等の貸与

- 定により身体障害者更生施設等に入所させ、又は入所を委託した身体障害者について準用する。
- 2 前項に規定する者であつて、国立施設への入所を委託されたものに対する更生訓練費又は物品の支給については、同項の規定にかかわらず、当該国立施設の長が行うものとする。

第五節 補装具等

(補装具)

第二十条 市町村は、身体障害者から申請があつたときは、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他厚生労働大臣が定める補装具を交付し、若しくは修理し、又はこれに代えて補装具の購入若しくは修理に要する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給は、補装具の交付又は修理が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。

3 第一項に規定する補装具の交付又は修理は、補装具の製作若しくは修理を業とする者（以下「業者」という。）

)に委託して行い、又は市町村が自ら行うものとする。

(受託報酬)

第二十一条 前条第三項の規定により補装具の交付又は修理の委託を受けた業者が市町村に対して請求することができる報酬の額の基準は、厚生労働大臣が定める。

(支給費用の額)

**第二十一条の二 第二十条第一項の規定により支給する費用の額は、前条の規定により業者が請求することができ
る報酬の例により算定した額とする。ただし、当該身体障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）に費用の負担能力があるときは、その負担能力に応じ、これを減額することができる。**

(盲導犬等の貸与)

第二十条 都道府県は、視覚障害のある身体障害者、肢体の不自由な身体障害者又は聴覚障害のある身体障害者から申請があつたときは、その福祉を図るため、必要に応

第二十一条の三 都道府県は、視覚障害のある身体障害者、肢体の不自由な身体障害者又は聴覚障害のある身体障害者から申請があつたときは、その福祉を図るため、必

じ、盲導犬訓練施設において訓練を受けた盲導犬（身体障害者補助犬法第二条第二項に規定する盲導犬をいう。以下同じ。）、介助犬訓練事業を行う者により訓練を受けた介助犬又は聴導犬訓練事業を行う者により訓練を受けた介助犬又は聴導犬訓練事業を行う者により訓練を受けた聴導犬を貸与し、又は当該都道府県以外の者にこれを貸与することを委託することができる。

第四節 社会参加の促進等

（社会参加を促進する事業の実施）

第二十一条 地方公共団体は、視覚障害のある身体障害者及び聴覚障害のある身体障害者の意思疎通を支援する事業、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業、身体障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業その他の身体障害者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する事業を実施するよう努めなければならない。

（事業の開始等）

第二十六条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の

要に応じ、盲導犬訓練施設において訓練を受けた盲導犬（身体障害者補助犬法第二条第二項に規定する盲導犬をいう。以下同じ。）、介助犬訓練事業を行う者により訓練を受けた介助犬又は聴導犬訓練事業を行う者により訓練を受けた介助犬又は聴導犬訓練事業を行う者により訓練を受けた聴導犬を貸与し、又は当該都道府県以外の者にこれを貸与することを委託することができる。

第六節 社会参加の促進等

（社会参加を促進する事業の実施）

第二十一条の四 地方公共団体は、視覚障害のある身体障害者及び聴覚障害のある身体障害者の意思疎通を支援する事業、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業、身体障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業、身体障害者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する事業を実施するよう努めなければならない。

（事業の開始等）

第二十六条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の

定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、身体障害者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業（以下「身体障害者生活訓練等事業等」という。）を行うことができる。

2
(略)

3 国及び都道府県以外の者は、身体障害者生活訓練等事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十七条 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、手話通訳事業を行うことができる。

定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業（以下「身体障害者相談支援事業等」といふ。）を行うことができる。

2
(略)

3 国及び都道府県以外の者は、身体障害者相談支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十六条の二 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、手話通訳事業を行うことができる。

(秘密保持義務)

第二十六条の三 身体障害者相談支援事業に従事する職員は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

(施設の設置等)

第二十八条

- 都道府県は、身体障害者社会参加支援施設を設置することができる。
- 2| 市町村は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、身体障害者社会参加支援施設を設置することができる。
- 3| 社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、身体障害者社会参加支援施設を設置することができる。
- 4| 身体障害者社会参加支援施設には、身体障害者の社会参加の支援の事務に従事する者の養成施設（以下「養成施設」という。）を附置することができる。ただし、市町村がこれを附置する場合には、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5| 前各項に定めるもののほか、身体障害者社会参加支援施設の設置、廃止又は休止に関し必要な事項は、政令で定める。

(施設の設置等)

第二十七条 国は、身体障害者更生援護施設を設置しなければならない。

- 2| 都道府県は、身体障害者更生援護施設を設置することができる。
- 3| 市町村は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、身体障害者更生援護施設を設置することができる。

- 4| 社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、身体障害者更生援護施設を設置することができる。
- 5| 身体障害者更生援護施設には、身体障害者の更生援護の事務に従事する者の養成施設（以下「養成施設」という。）を附置することができる。ただし、市町村がこれを附置する場合には、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 6| 前各項に定めるもののほか、身体障害者更生援護施設の設置、廃止又は休止に関し必要な事項は、政令で定める。

(施設の基準)

第二十九条 厚生労働大臣は、身体障害者社会参加支援施設及び養成施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。

2 社会福祉法人その他の者が設置する身体障害者社会参加支援施設については、前項の規定による基準を社会福祉法第六十五条第一項の規定による最低基準とみなして、同法第六十二条第四項、第六十五条第二項及び第七十条の規定を適用する。

(施設の基準)

第二十八条 厚生労働大臣は、身体障害者更生援護施設及び養成施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。

2 社会福祉法人その他の者が設置する身体障害者更生援護施設については、前項の規定による基準を社会福祉法第六十五条第一項の規定による最低基準とみなして、同法第六十二条第四項、第六十五条第二項及び第七十一条の規定を適用する。

(措置の受託義務)

第二十八条の二 障害福祉サービス事業を行う者又は身体障害者更生援護施設若しくは指定医療機関の設置者は、第十八条第一項又は第三項若しくは第四項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(身体障害者更生施設)

第二十九条 身体障害者更生施設は、身体障害者を入所さ

せて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行う施設とする。

(身体障害者療護施設)

第三十条 身体障害者療護施設は、身体障害者であつて當時の介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行う施設とする。

(身体障害者福祉ホーム)

第三十条の二 身体障害者福祉ホームは、低額な料金で、身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設とする。

(身体障害者授産施設)

第三十一条 身体障害者授産施設は、身体障害者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設とする。

(身体障害者福祉センター)

第三十一条 身体障害者福祉センターは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供する施設とする。

(市町村の支弁)

第三十五条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、市町村の支弁とする。

一 (略)

二 第十三条、第十四条、第十七条の二及び第十八条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用（国）の設置する障害者支援施設等に対し第十八条第二項の規定による委託をした場合において、その委託後に要する費用を除く。）

(身体障害者福祉センター)

第三十一条の二 身体障害者福祉センターは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供する施設とする。

(市町村の支弁)

第三十五条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、市町村の支弁とする。

一 (略)

二 第十三条、第十四条、第十七条の二、第十八条及び第二十条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用（国立施設に対し第十八条第三項の規定による委託をした場合において、その委託後に要する費用を除く。）

二の二 第十七条の十、第十七条の十三の三又は第十七条の十三の四の規定により市町村が行う施設訓練等支

援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費（以下「施設訓練等支援費等」という。）の支給に要する費用

三 第十七条の十四（第十八条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が行う更生訓練費又は物品の支給に要する費用

三 第二十八条第二項及び第四項の規定により、市町村が設置する身体障害者社会参加支援施設及び養成施設の設置及び運営に要する費用

（都道府県の支弁）

第三十六条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、都道府県の支弁とする。

一（二）の二（略）

三 第十三条、第十四条、第十五条及び第二十条の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用

四 第二十八条第一項及び第四項の規定により都道府県が設置する身体障害者社会参加支援施設及び養成施設

（都道府県の支弁）

第三十六条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、都道府県の支弁とする。

一（二）の二（略）

三 第十三条、第十四条、第十五条及び第二十一条の三の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用

四 第二十七条第二項及び第五項の規定により都道府県が設置する身体障害者更生援護施設及び養成施設の設

の設置及び運営に要する費用

置及び運営に要する費用

(国の支弁)

第三十六条の二 国は、第十八条第二項の規定により、国
の設置する障害者支援施設等に入所した身体障害者の入
所後に要する費用を支弁する。

(都道府県の負担)

第三十七条 都道府県は、政令の定めるところにより、第
三十五条の規定により市町村が支弁する費用について、
次に掲げるものを負担する。

- 一 第三十五条第二号の費用（第十七条の二及び第十八条
条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に
限り、次号に掲げる費用を除く。）については、その
四分の一
- 二 第三十五条第二号の費用（第九条第一項に規定する
居住地を有しないか、又は明らかでない身体障害者に

(国の支弁)

第三十六条の二 国は、第十七条の三十二又は第十八条第
三項の規定により、国立施設に入所した身体障害者の入
所後に要する費用を支弁する。

(都道府県の負担)

第三十七条 都道府県は、政令の定めるところにより、第
三十五条の規定により市町村が支弁する費用について、
次に掲げるものを負担する。

- 一 第三十五条第二号の費用（第十七条の二、第十八条
第一項、第三項及び第四項並びに第二十条の規定によ
り市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に
掲げる費用を除く。）及び第三十五条第二号の二の費
用（次号に掲げる費用を除く。）のうち、福祉事務所
を設置しない町村が支弁するものについては、その四
分の一
- 二 第三十五条第二号の費用（第九条第一項に規定する
居住地を有しないか、又は明らかでない身体障害者に

ついての第十七条の二及び第十八条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。)については、その十分の五

以下この条において「居住地不明身体障害者」という。)についての第十七条の二、第十八条第一項、第三項及び第四項並びに第二十条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。)及び第三十五条第二号の二の費用(居住地不明身体障害者に要する費用に限る。)については、その十分の五

三 第三十五条第四号の費用のうち、当該施設の設置に要する費用(身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設その他の政令で定める施設の設置に要する費用を除く。)については、その四分の一

(国の負担)

第三十七条の二 国は、政令の定めるところにより、第三

十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第三号及び第三十六条第四号の費用(視聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用に限る。)については、その十分の五

(国の負担)

第三十七条の二 国は、政令の定めるところにより、第三

十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第四号及び第三十六条第四号の費用(身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設その他の政令で定める施設の設置及び運営に要する費用並びに視聴覚障害者情